沼津市介護予防・日常生活支援総合事業

報酬請求マニュアル

Vol.2 平成 30 年 6 月 19 日

目次

【１】報酬請求全般について　・・・・・　Ｐ２
１．サービス提供対象者について
２．サービスの請求について
３．その他

【２】訪問型サービス(第一号訪問事業)　・・・・・　Ｐ３
１．沼津市の訪問型サービス　・・・・・　P3
２．訪問型サービス算定例　・・・・・　P7
２－１．月途中の事由に該当する場合の報酬算定について　・・・・・　P10
２－２．月途中の事由に該当する場合の報酬算定例　・・・・・　P11
２－３．その他算定例　・・・・・　P19

【３】通所型サービス(第一号通所事業)　・・・・・　P21
１．沼津市の通所型サービス　・・・・・　P21
２．通所型サービス算定例　・・・・・　P24
２－１．月途中の事由に該当する場合の報酬算定について　・・・・・　P27
２－２．月途中の事由に該当する場合の報酬算定例　・・・・・　P28
２－３．その他算定例　・・・・・　P35

【１】報酬請求全般について

１．サービス提供対象者について

・介護予防・生活支援サービス事業によるサービス提供対象者は『要支援者（予防給付と総合事業サービス併用可）』と『事業対象者（総合事業サービスのみ利用可）』です。

２．サービスの請求について

・詳細な国保連へのサービス費請求事務内容は平成 29 年 1 月 17 日の説明会の資料を参考にしてください。(http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/fukushi/kaigo/topics/kaigoyobou_qa/index.htm)。

・沼津市総合事業サービスコード表、マスタについては沼津市ホームページに掲載しています。

・住所地特例対象者ではない他市町村の被保険者が沼津市に所在する事業所を利用した場合、他市町村が規定したサービスコードと単位数で請求します。

・総合事業の請求を行う場合は、請求先の保険者から総合事業の指定を受けている必要があります。

３．その他

・沼津市ホームページには、総合事業に関するＱ＆Ａも掲載しています。また、総合事業の訪問型サービス、通所型サービスの指定事業者情報についても、ホームページにて随時掲載します。

訪問

【２】訪問型サービス(第一号訪問事業)

対象者	・認定有効期間開始日が H29.4.1 以降の要支援者 ・事業対象者	
サービス種別	介護予防訪問サービス	基準緩和訪問サービス
種別コード	Ａ２	Ａ２
利用者の状態像	ケアマネジメントで訪問介護員による身体介護を伴う専門的なサービスが必要と認められるケース。	ADL は自立し、IADL においては、訪問介護員でなくても、身体介護を伴わない援助があることで日常生活を営むことができるケース。
報酬	１回あたり又は１月あたりの単価	
利用者負担	負担割合証に記載の割合を負担	
給付制限	一部適用あり（償還払い）	

１．沼津市の訪問型サービス

（１)算定単位「１回につき」の単価設定

・１月あたりのサービス単位に加え、**「１回につき」のサービス単位を設定しています**。そのため、サービス提供月によって算定方法が異なります。

＜月額単位を使用する場合＞

①週 60 分以下(週１回程度)のサービスが５週以上必要とされた方に対しサービス提供した場合

②週 60 分超 120 分以下(週２回程度)のサービスが５週以上必要とされた方に対しサービス提供した場合

※回数単位の算定上限回数(=8 回)を超えている場合

③週 120 分超(週２回を超える程度)のサービスが５週以上必要とされた方に対しサービス提供した場合

※回数単位の算定上限回数(=12 回)を超えている場合

＜回数単位を使用する場合＞

①週 60 分以下(週１回程度)のサービスが４週まで必要とされた方に対しサービス提供した場合

②週 60 分超 120 分以下(週２回程度)のサービスが４週まで必要とされた方に対しサービス提供した場合

③週 120 分超(週２回を超える程度)のサービスが４週まで必要とされた方に対しサービス提供した場合

④１回あたり 20 分未満のサービスを１月に２２回以内必要とされた方に対し 22 回までサービス提供した場合※基準緩和訪問サービスにはないサービスです。

（２)提供時間について

・「１日」の提供時間は最大 60 分以内です。

・要支援１の方に１週あたり 120 分を超えたサービスを提供することはできません。

（３）１週あたりの時間の範囲で、それぞれ次のような提供が可能です。

ア：「週１回程度」⇒週 60 分以下の範囲でサービスが必要な方とします。

○提供可能な例
①「60 分を週１日提供（＝週 60 分）」
②「45 分を週１日提供（=週 45 分）」
③「30 分を週２日提供（=週 60 分）」
×提供不可な例
①「30 分を週３日提供（＝週 90 分）」⇒60 分を超過しているため
※上記提供可能な例の報酬算定は全て「算定単位「１回につき(週１回程度)」×１」です。

イ：「週２回程度※」⇒週 60 分超 120 分以下の範囲でサービスが必要な方とします。
※1 日の上限が 60 分となるため「週２回程度」で算定する場合は、１週あたりのサービス実日数が最低２日以上あることが必要です。

○提供可能な例
①「60 分を週２日提供（＝週 120 分）」
②「30 分を週３日提供（＝週 90 分）」
×提供不可な例
①「30 分を週２日提供（＝週 60 分）」⇒60 分のため「週１回程度」で算定
②「60 分を週３日提供（＝週 180 分）」⇒120 分を超過しているため
※上記の提供可能な例の報酬算定は全て「算定単位「１回につき(週２回程度)」×2」です。

ウ：「週２回を超える程度※」⇒週 120 分を超えるサービスが必要な方とします。
※１日の上限が 60 分となるため「週２回を超える程度」で算定する場合は、１週あたりのサービス実日数が最低３日以上あることが必要となります。

○提供可能な例
①「60 分を週３日提供（＝週 180 分）」
②「45 分を週４日提供（＝週 180 分）」
×提供不可な例
①「60 分を週２日提供（＝週 120 分）」⇒120 分のため「週２回程度」で算定
※上記の提供可能な例の報酬算定は全て「算定単位「１回につき(週２回を超える程度)」×3」です。

エ：「20 分未満」⇒1 回あたり 20 分未満の身体介護を伴うサービスが必要な方に対し１月に 22 回以内で提供が可能です。

（４）１週の考え方

・週の始まりは日曜日、終わりは土曜日とします。ただし、月初や月末について、始まりが日曜日でない、または終わりが土曜日でない場合も１週とします。

（５）原則、１利用者につき提供できる事業所は１事業所です。ただし、月途中で本人希望により事業所を変更する場合、１週単位で事業所を変更することは可能です。

○提供可能な例：「１週目＝Ａ事業所　２週目以降＝Ｂ事業所」 ×提供不可な例：「１週目の水曜日＝Ａ事業所　１週目の金曜日＝Ｂ事業所」

（６）同一サービスでの「介護予防サービス」と「基準緩和サービス」の組み合わせはできません。

○提供可能な例：「介護予防通所サービスと基準緩和訪問サービスの組み合わせ」 ×提供不可な例：「介護予防訪問サービス基準緩和訪問サービスの組み合わせ」

（７）当初の計画を「月途中で状態が変化して」または「本人の都合等」で変更する場合の報酬算定については、月の途中で変更する必要はありません。あくまでも計画上に位置付けられた単位数にもとづき報酬算定を行います。ただし、利用実績がなかった週については、その週は算定することはできませんので、利用実績のあった週を算定してください。なお、状態の変化があった場合のケアプランについては、翌月以降の見直しをしてください。

◆単位数と算定回数早見表

(介護予防訪問サービス)

	週 60 分以下 (週 1 回程度)	週 60 分超 120 分以下 (週 2 回程度)	週 120 分超 (週 2 回を超える程度)	20 分未満 短時間サービス
1 週の提供	266 単位×1 回	270 単位×2 回	285 単位×3 回	1～22 回/月 165 単位×1～22 回
2 週の提供	266 単位×2 回	270 単位×4 回	285 単位×6 回	
3 週の提供	266 単位×3 回	270 単位×6 回	285 単位×9 回	
4 週の提供	266 単位×4 回	270 単位×8 回	285 単位×12 回	
5 週の提供	1168 単位	2335 単位	3704 単位	

(基準緩和訪問サービス)

	週 60 分以下 (週 1 回程度)	週 60 分超 120 分以下 (週 2 回程度)	週 120 分超 (週 2 回を超える程度)
1 週の提供	163 単位×1 回	163 単位×2 回	172 単位×3 回
2 週の提供	163 単位×2 回	163 単位×4 回	172 単位×6 回
3 週の提供	163 単位×3 回	163 単位×6 回	172 単位×9 回
4 週の提供	163 単位×4 回	163 単位×8 回	172 単位×12 回
5 週の提供	817 単位	1634 単位	2592 単位

※訪問型サービスを回数単位を使用して算定する場合は、それぞれの週の提供（計画）時間に合わせて算定します。

① 1 週に 60 分以下のサービスを提供（計画）
⇒算定単位「1 回につき(週 1 回程度)」×1

② 1 週に 60 分超 120 分以下のサービスを提供（計画）
⇒算定単位「1 回につき(週 2 回程度)」×2

③ 1 週に週 120 分超のサービスを提供（計画）
⇒算定単位「1 回につき(週 2 回を超える程度)」×3

2．訪問型サービス算定例

・その月の計画上に位置付けられたサービスに基づき、１月あたりの単位もしくは１回あたりの単位を使用します。

（１）月額算定例

※月額単位を使用する場合は以下の３つです。

①週 60 分以下(週１回程度)のサービスが５週以上必要とされた方に対しサービス提供した場合

②週 60 分超 120 分以下(週２回程度)のサービスが５週以上必要とされた方に対しサービス提供した場合

※回数単位の算定上限回数(=8 回)を超えている場合

③週 120 分超(週２回を超える程度)のサービスが５週以上必要とされた方に対しサービス提供した場合

※回数単位の算定上限回数(=12 回)を超えている場合

(例１) 第１週目を 60 分以下（週１回程度）、他の４週を 60 分超 120 分以下（週２回程度）のサービスを提供（計画）する場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 〇
3	4 〇	5	6	7	8	9 〇
10	11 〇	12	13	14	15	16 〇
17	18 〇	19	20	21	22	23 〇
24	25 〇	26	27	28	29	30 〇

報酬算定：算定単位「1 月につき(週 2 回程度)」×1

(例２)第１週目を 60 分以下（週１回程度）、他の４週を 60 分超 120 分以下（週２回程度）のサービスを提供（計画）する場合（１回のサービスを 30 分と仮定）

㉚：30 分の計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
					1 ㉚	2 ㉚
3	4 ㉚	5	6	7	8 ㉚	9 ㉚
10	11 ㉚	12	13	14	15 ㉚	16 ㉚
17	18 ㉚	19	20	21	22 ㉚	23 ㉚
24	25 ㉚	26	27	28	29 ㉚	30 ㉚

報酬算定：算定単位「1 月につき(週 2 回程度)」×1

(例３) 第１週目を 60 分以下（週１回程度）、他の４週を 60 分超 120 分以下（週２回程度）のサービスを計画したが本人都合及び状態の変化に伴うキャンセルが生じた場合

〇：計画　●キャンセル　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 〇
3	4 〇	5	6	7	8	9 〇
10	11 ●	12	13	14	15	16 〇
17	18 〇	19	20	21	22	23 〇
24	25 〇	26	27	28	29	30 〇

報酬算定：算定単位「1 月につき(週 2 回程度)」× 1

※キャンセルが生じた場合でも当該週に実績があるため計画に位置付けられた単位数にもとづき算定します。

(２) 回数算定例

※回数単位を使用する場合は以下の４つです。

①週 60 分以下(週１回程度)のサービスが４週まで必要とされた方に対しサービス提供した場合

②週 60 分超 120 分以下(週２回程度)のサービスが４週まで必要とされた方に対しサービス提供した場合

③週 120 分超(週２回を超える程度)のサービスが４週まで必要とされた方に対しサービス提供した場合

④１回あたり 20 分未満のサービスを１月に２２回以内必要とされた方に対し 22 回までサービス提供した場合※基準緩和サービスにはないサービスです。

(例 1)週 60 分超 120 分以下（週２回程度）のサービスを４週提供（計画）する場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 〇	5	6	7 〇	8	9
10	11 〇	12	13	14 〇	15	16
17	18 〇	19	20	21 〇	22	23
24	25 〇	26	27	28 〇	29	30

報酬算定：算定単位「1 回につき(週２回程度)」×8

(例２)第１週目と第５週目を 60 分以下（週１回程度）、他の３週を 60 分超 120 分以下（週２回程度）のサービスを提供（計画）する場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4 〇	5
6	7 〇	8	9	10	11 〇	12
13	14 〇	15	16	17	18 〇	19
20	21 〇	22	23	24	25 〇	26
27	28 〇	29	30			

報酬算定：算定単位「1 回につき(週１回程度)」×2

＋　算定単位「1 回につき(週２回程度)」×6

(例３)第１週目を 60 分以下（週１回程度）、第５週目を 60 分超 120 分以下（週２回程度）
他の３週を 120 分超（週２回を超える程度）のサービスを提供（計画）する場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 〇	4
5 〇	6	7 〇	8	9	10 〇	11
12 〇	13	14 〇	15	16	17 〇	18
19 〇	20	21 〇	22	23	24 〇	25
26 〇	27	28 〇	29	30		

報酬算定：算定単位「１回につき(週１回程度)」×1
＋算定単位「１回につき(週２回を超える程度)」×９
＋算定単位「１回につき(週２回程度)」×２

(例４)毎週 60 分以下（週１回程度）のサービスを計画したが本人都合及び状態の変化に伴うキャンセルが生じた場合

〇：計画　●キャンセル　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2 〇	3	4	5	6	7
8	9 〇	10	11	12	13	14
15	16 ●	17	18	19	20	21
22	23 〇	24	25	26	27	28
29	30 〇					

報酬算定：算定単位「１回につき(週１回程度)」×４
※キャンセルが生じたことにより当該週に実績が無くなった場合はその週を除いて算定します。

２－１．月途中の事由に該当する場合の報酬算定について

（１）計画週が５週ある場合は以下の考え方が適用されます。

計画に位置付けられたサービスにもとにづき、算定単位「１月につき」を使用する場合で、以下の月途中の事由に該当する場合は、サービス算定対象期間*[1]に応じた日数を日割で算定します。

なお、**起算日が属する週に訪問型サービスの実績がある場合のみ当該週を日割りで算定します。**

*[1]週の途中に開始した場合は、起算日から当該週末までの期間。週の途中に終了した場合は、当該週頭から起算日までの期間。

（２）計画週が４週以下の場合は以下の考え方が適用されます。

計画に位置付けられたサービスにもとにづき、算定単位「１回につき」を使用する場合で、以下の月途中の事由に該当する場合はサービス算定対象期間*[2]のうち計画上に位置付けられたサービスを回数単位を使用して算定します。

*[2]月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

サービス種別	月途中の事由		起算日※２
・訪問型サービス	開始	・区分変更（要支援１⇔要支援２） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護 又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※１)	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※１）	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	終了	・区分変更（要支援１⇔要支援２） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
		・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防特定施設入居者生活介護 又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※１）	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※１）	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日

※１　ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※２　終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

２－２．月途中の事由に該当する場合の報酬算定例

(１)利用者との契約開始（または契約解除）

・契約（解除）日は利用者と契約書を締結（解除）した日を指します。必ずしも契約（解除）日とサービス利用開始（解除）日を同一にする必要はありません。

＜計画週が５週ある場合＞

・契約開始：契約日の属する週の「契約日から土曜日までの日数*1」
　　＋サービス提供（計画）週の算定

・契約解除：サービス提供（計画）週の算定
　　＋契約解除日の属する週の「日曜日から契約解除日までの日数*1」

*1「実際に利用した日数」にかかわらず該当日数を算定する。**ただし、その週にサービス実績がない場合は算定できません。**

＜計画週が４週以下の場合＞

・契約開始：サービス提供(計画)週の算定*2

*2**ただし、契約日の前日以前の算定、その週にサービス実績がない場合は算定できません。**

・契約解除：サービス提供(計画)週の算定*3

*3**ただし、契約解除日の翌日以降の算定、その週にサービス実績がない場合は算定できません。**

〇契約開始

(例１) 週 60 分以下のサービスの提供（計画）を開始する場合

（計画週５週）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 契約日	3 〇
4	5	6	7	8	9	10 〇
11	12	13	14	15	16	17 〇
18	19	20	21	22	23	24 〇
25	26	27	28	29	30	31 〇

報酬算定：算定単位「1 日につき(週 1 回程度)」× 2
　　＋ 算定単位「1 回につき(週 1 回程度)」× 4

(例 2)週 60 分以下のサービスの提供（計画）を開始する場合

（計画週４週）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6 契約日	7 〇
8	9	10	11	12	13	14 〇
15	16	17	18	19	20	21 〇
22	23	24	25	26	27	28 〇
29	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 1 回程度)」× 4

○契約解除

(例 1) 週 60 分超 120 分以下のサービスの提供(計画)を開始し、契約解除した場合

（計画週 5 週）

○：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2 ○	3	4	5	6 ○	7
8	9 ○	10	11	12	13 ○	14
15	16 ○	17	18	19	20 ○	21
22	23 ○	24	25	26 解除日	27 ○	28
29	30 ○					

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 2 回程度)」× 6

＋ 算定単位「1 日につき(週 2 回程度)」× 5

(例 2)週 60 分超 120 分以下のサービスの提供(計画)を開始し、契約解除した場合

（計画週 4 週）

○：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 ○	4	5	6 ○	7
8	9	10 ○	11	12	13 ○	14
15	16	17 ○	18	19	20 ○	21
22	23	24 ○	25	26 解除日	27 ○	28
29	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 2 回程度)」×6

＋ 算定単位「1 回につき(週 1 回程度)」×1

(２)同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合

＜計画週が５週ある場合＞

・変更前の事業所：サービス提供（計画）週の算定
　　＋契約解除日の属する週の「日曜日から契約解除日までの日数*1」

・変更後の事業所：契約日の属する週の「契約日から土曜日までの日数*1」
　　＋サービス提供（計画）週の算定

*1「実際に利用した日数」にかかわらず該当日数を算定する。**ただし、その週にサービス実績がない場合は算定できません。**

＜計画週が４週以下の場合＞

・変更前の事業所：サービス提供(計画)週の算定*2

*2**ただし、契約解除日の翌日以降の算定、その週にサービス実績がない場合は算定できません。**

・変更後の事業所：サービス提供(計画)週の算定*3

*3**ただし、契約日の前日以前の算定、その週にサービス実績がない場合は算定できません。**

（例１）

・変更前の事業所

週 60 分超 120 分以下のサービスを提供（計画）

(計画週５週)

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1　〇	2	3　〇	4	5	6	7
8　〇	9	10　〇	11	12	13	14
15　〇	16　解除日	17　〇	18	19	20	21
22　〇	23	24　〇	25	26	27	28
29　〇	30	31				

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 2 回程度)」× 4
　　＋　算定単位「1 日につき(週 2 回程度)」× 2

・変更後の事業所

週 60 分以下のサービスを提供（計画）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23 契約日	24　〇	25	26	27	28
29	30	31　〇				

報酬算定：算定単位「1 日につき(週１回程度)」× 6
　　＋　算定単位「１回につき(週１回程度)」× 1

（例２）

・変更前の事業所

週 60 分超 120 分以下のサービスを提供（計画）

(計画週４週)

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3　〇	4	5　〇	6	7
8	9	10　〇	11　解除日	12　〇	13	14
15	16	17　〇	18	19　〇	20	21
22	23	24　〇	25	26　〇	27	28
29	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 2 回程度)」×2

+算定単位「1 回につき(週 1 回程度)」×1

・変更後の事業所

週 60 分以下のサービスを提供（計画）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18　契約日	19　〇	20	21
22	23	24	25	26　〇	27	28
29	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 1 回程度)」× 2

※同一保険者管内で同一建物減算対象施設に（から）転居した場合についても、上記の算出方法は変わりませんが、同一建物減算が適用されているコードを使ってください。

(３)要支援２⇔要支援１、事業対象者⇒要支援１または要支援２に区分変更した場合

＜計画週が５週ある場合＞

・変更前の区分：サービス提供（計画）週の算定
　　＋変更日の属する週の「日曜日から変更日前日までの日数*1」

・変更後の区分：変更日の属する週の「変更日から土曜日までの日数*1」
　　＋サービス提供（計画）週の算定

*1「実際に利用した日数」にかかわらず該当日数を算定する。**ただし、その週にサービス実績がない場合は算定できません。**

＜計画週が４週以下の場合＞

・変更前の区分：サービス提供(計画)週の算定*2

*2**ただし、変更日以降の算定、その週週にサービス実績がない場合は算定できません。**

・変更後の区分：サービス提供(計画)週の算定*3

*3**ただし、変更日の前日以前の算定、その週にサービス実績がない場合は算定できません。**

(例１)要支援１の方に週 60 分以下のサービスを提供（計画）し、要支援２に変更となり週 120 分超のサービスを提供（計画）した場合

（計画週５週）

○変更前区分（要支援１）

○：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1　○	2	3	4	5	6	7
8　○	9	10	11	12	13	14
15　○	16	17	18　変更日	19	20	21
22　○	23	24	25	26	27	28
29　○	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 1 回程度)」×２
　　＋　算定単位「1 日につき(週 1 回程度)」×３

○変更後区分（要支援２）

○：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18　変更日	19	20　○	21
22　○	23　○	24	25	26	27　○	28
29　○	30　○					

報酬算定：算定単位「1 日につき(週２回を超える程度)」×４
　　＋算定単位「1 回につき(週２回を超える程度)」×３
　　＋算定単位「1 回につき(週２回程度)」×２

(例２)要支援２の方に週 60 分超 120 分以下のサービスを提供（計画）し、支援１となり週 60 分以下のサービスを提供（計画）した場合

（計画週４週）

○変更前区分（要支援２）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3　〇	4	5	6　〇	7
8	9	10　〇	11	12	13　〇	14
15	16	17　〇	18	19　変更日	20　〇	21
22	23	24　〇	25	26	27　〇	28
29	30					

報酬算定：算定単位「１回につき(週２回程度)」×４

＋　算定単位「１回につき(週１回程度)」×１

○変更後区分（要支援１）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19　変更日	20　〇	21
22	23	24	25	26	27　〇	28
29	30					

報酬算定：算定単位「１回につき(週１回程度)」×２

(４)介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の利用

＜計画週が５週ある場合＞

・サービス提供（計画）週の算定

＋入所日の属する週の「日曜日から入所日の前日までの日数*1」

＋退所日の属する週の「退所日の翌日から土曜日までの日数*1」

*1「実際に利用した日数」にかかわらず該当日数を算定する。**ただし、その週にサービス実績がない場合は算定できません。**

＜計画週が４週以下の場合＞

・サービス提供（計画）週の算定*2

*2**ただし、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護利用中及び入所(退所)日の前日(翌日)の週にサービス実績がない場合は算定できません。**

(例１) 週 60 分超 120 分以下のサービスと 3 日間介護予防短期入所生活介護を提供（計画）した場合

（計画週５週）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1 〇	2 〇	3	4	5	6	7
8 〇	9 〇	10	11	12	13	14
15 〇	16	17	18	19	20	21
22 〇	23 〇	24	25	26	27	28
29 〇	30 〇					

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 2 回程度)」×8

＋ 算定単位「1 日につき(週 2 回程度)」×4

(例２) 週 60 分以下のサービスと 3 日間介護予防短期入所生活介護を提供（計画）した場合

（計画週４週）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1 〇	2	3	4	5	6	7
8 〇	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22 〇	23	24	25	26	27	28
29 〇	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 1 回程度)」×4

（例３）週 60 分以下のサービスと 3 日間介護予防短期入所生活介護を提供（計画）した場合

（計画週３週）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4　〇	5	6	7
8	9	10	11　〇	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25　〇	26	27	28
29	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 1 回程度)」×3

（例４）週 60 分超 120 分以下のサービスと 3 日間介護予防短期入所生活介護を提供（計画）した場合

（計画週４週）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3　〇	4	5　〇	6	7
8	9	10　〇	11	12　〇	13	14
15	16	17　〇	18	19	20	21
22	23	24　〇	25	26　〇	27	28
29	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 2 回程度)」×6

＋　算定単位「1 回につき(週 1 回程度)」×1

２－３．その他算定例

(１)被保険者が死亡した場合

被保険者が死亡した場合、死亡日を起算日として算定します。

＜計画週が５週ある場合＞

・サービス提供（計画）週の算定　＋　死亡日の属する週の「日曜日から死亡日までの日数*1」

*1「実際に利用した日数」にかかわらず該当日数を算定する。**ただし、その週にサービス実績がない場合は算定できません。**

＜計画週が４週以下の場合＞

・サービス提供（計画）週の算定*2

*2**ただし、死亡日の翌日以降の算定、その週にサービス実績がない場合は算定できません。**

(例１) 週 60 分超 120 分以下のサービスを提供（計画）し、死亡した場合

（計画週５週）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1　〇	2	3	4	5　〇	6	7
8　〇	9	10	11	12　〇	13	14
15　〇	16	17	18　死亡日	19　〇	20	21
22　〇	23	24	25	26　〇	27	28
29　〇	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 2 回程度)」×4

＋　算定単位「1 日につき(週 1 回程度)」×４

(例 2) 週 60 分超 120 分以下のサービスを提供（計画）し、死亡した場合

（計画週４週）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3　〇	4	5　〇	6	7
8	9	10　〇	11　死亡日	12　〇	13	14
15	16	17　〇	18	19　〇	20	21
22	23	24　〇	25	26　〇	27	28
29	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 2 回程度)」×2

＋　算定単位「1 回につき(週 1 回程度)」×1

(２)被保険者が入院した場合

・サービス提供（計画）週の算定*1

*1**ただし、サービス実績がない週は算定できません。**

・入院(退院)日の属する週にサービス実績がある場合は、計画に位置付けられたサービスに基づき報酬算定を行います。ただし、利用実績がなかった週についてはその週は算定することはできません。
・入院に伴う契約解除等、月途中の事由に該当する起算日がある場合はサービス算定対象期間に応じて算定します。

(例１) 週 60 分超 120 分以下のサービスを提供（計画）し、入院した場合

（計画週５週）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1 〇	2	3	4	5 〇	6	7
8 〇	9	10	11	12 〇	13	14
15 〇	16	17	18 入院日	19 〇	20	21
22 〇	23	24	25	26 〇	27 退院日	28
29 〇	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 2 回程度)」× 6
＋ 算定単位「１回につき(週１回程度)」× 1

(例 2) 週 60 分超 120 分以下のサービスを提供（計画）し、入院した場合

（計画週４週）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 〇	4	5 〇	6	7
8	9	10 〇	11 入院日	12 〇	13	14
15	16	17 〇	18 退院日	19 〇	20	21
22	23	24 〇	25	26 〇	27	28
29	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(週 2 回程度)」×8

【３】通所型サービス(第一号通所事業)

対象者	・認定有効期間開始日が H29.4.1 以降の要支援者 ・事業対象者			
サービス種別・名称	介護予防通所サービス	基準緩和通所サービス (１日デイサービス)	基準緩和通所サービス (半日デイサービス)	短期集中運動器機能向上サービス
種別コード	Ａ６	Ａ６	Ａ６	Ａ７
利用者の状態像	ケアマネジメントで通所介護の従事者による専門的なサービスが必要と認められるケース	入浴、排泄、食事等の身体介助を行わないケース。利用者の日常生活(利用者の有する能力に応じた調理、洗濯、掃除等の業務の補助行為)やレクリエーション、行事を通じて生活機能の向上を図るケース		身体的にほぼ自立し近所程度は一人で外出ができる身体能力を保有しており、さらに自分でできる運動を定期的に行うことで、できることの数を増やしたいという意欲がうかがえるケース ※利用期間は３～６ヵ月間
報酬	１月あたり又は１回あたりの単価			
利用者負担	負担割合証に記載の割合を負担			
給付制限	一部適用あり（償還払い）			

１．沼津市の通所型サービス

（１)算定単位「１回につき」の単価設定

・１月あたりのサービス単位に加え、**「１回につき」のサービス単位を設定しています。**そのため、サービス提供月によって算定方法が異なります。

ア：介護予防通所サービス・基準緩和通所サービス

＜月額単位を使用する場合＞

①１月に５回サービスが必要とされた方に対し、サービス提供した場合(事業対象者・要支援１)

②１月に９回又は 10 回必要とされた方に対し、サービス提供した場合(事業対象者・要支援２)

＜回数単位を使用する場合＞

①１月に４回まで必要とされた方に対し、サービス提供した場合（事業対象者・要支援１）

②１月に８回まで必要とされた方に対し、サービス提供した場合（事業対象者・要支援２）

イ：短期集中運動器機能向上サービス

①１月に５回まで必要とされた方に対し、サービス提供した場合（事業対象者・要支援１）

②１月に 10 回まで必要とされた方に対し、サービス提供した場合（事業対象者・要支援２）

※短期集中運動器機能向上サービスは「１月につき」の単位がありませんので、全て「１回につき」の単位で算定します。

(２)基準緩和サービス、短期集中運動器機能向上サービスの送迎について、利用者の状態や希望により選択してください。

(３)最大利用回数について

①事業対象者・要支援１は最大月５回まで

②事業対象者・要支援２は最大月 10 回まで

※事業対象者の支給限度額は要支援１と同じ 5003 単位であるため、これを超えることが想定される場合は、市と協議が必要です。

(４)予防給付の通所リハビリテーションと総合事業の通所型サービスの併用はできません。

(５) 同一サービスでの「介護予防サービス」と「基準緩和サービス」の組み合わせはできません。

○提供可能な例

①「介護予防通所サービスと基準緩和訪問サービスの組み合わせ」

②「基準緩和通所サービス（１日デイサービス）と基準緩和通所サービス（半日デイサービス）の組み合わせ※」

×提供不可な例

①「介護予防通所サービスと基準緩和通所サービスの組み合わせ」

※同一事業所内のサービスに限ります。利用回数はあくまでの利用者の最大利用回数となり、加算はどちらかのサービスでしか算定できません。

※短期集中運動器機能向上サービスと他の通所型サービスの併用はできません。

(６)当初の計画を「月途中で状態が変化して」または「本人の都合等」で変更する場合の報酬算定については、月の途中で変更する必要はありません。あくまでも計画上に位置付けられた単位数にもとづき報酬算定を行います。ただし、利用実績がなかった月については、その月は算定することはできません。なお、状態の変化があった場合のケアプランについては、翌月以降の見直しをしてください。

(７)回数算定の単位を使用する場合、事業対象者・要支援２は「1 月の中で全部で５回から８回まで」とコード表に記載されていますが、４回以下の請求も可能です。

◆単位数と算定回数早見表

(介護予防通所サービス)

	回数	単位
事業対象者 要支援 1	1～4 回/月の提供	378 単位×1～4 回
	5 回/月の提供	1647 単位
事業対象者 要支援 2	1～8 回/月の提供	389 単位×1～8 回
	9～10 回/月の提供	3377 単位

(基準緩和通所サービス)

		回数	送迎あり	送迎なし
1日デイサービス	事業対象者 要支援1	1～4 回/月の提供	263 単位×1～4 回	188 単位×1～4 回
		5 回/月の提供	1317 単位	942 単位
	事業対象者 要支援2	1～8 回/月の提供	269 単位×1～8 回	194 単位×1～8 回
		9～10 回/月の提供	2701 単位	1951 単位
半日デイサービス	事業対象者 要支援1	1～4 回/月の提供	210 単位×1～4 回	150 単位×1～4 回
		5 回/月の提供	1053 単位	753 単位
	事業対象者 要支援2	1～8 回/月の提供	215 単位×1～8 回	155 単位×1～8 回
		9～10 回/月の提供	2160 単位	1860 単位

(短期集中運動器機能向上サービス)

	回数	送迎あり	送迎なし
事業対象者 要支援1	1～5 回/月の提供	205 単位×1～5 回	111 単位×1～5 回
事業対象者 要支援2	1～10 回/月の提供	209 単位×1～10 回	115 単位×1～10 回

２．通所型サービス算定例

その月の計画上に位置付けられたサービスに基づき、１月あたりの単位もしくは１回あたりの単位を使用します。

(１)介護予防通所サービス

(例１)事業対象者・要支援１の方に５回サービスを提供（計画）する場合

○：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 ○
3	4	5	6	7	8	9 ○
10	11	12	13	14	15	16 ○
17	18	19	20	21	22	23 ○
24	25	26	27	28	29	30 ○

報酬算定：算定単位「1 月につき(事業対象者・要支援 1)」×1

(例 2) 事業対象者・要支援１の方に４回サービスを提供（計画）する場合

○：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 ○	5	6	7	8	9
10	11 ○	12	13	14	15	16
17	18 ○	19	20	21	22	23
24	25 ○	26	27	28	29	30

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援 1)」×4

(例３) 事業対象者・要支援２の方に９回サービスを提供（計画）する場合

○：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
					1 ○	2
3	4 ○	5	6	7	8 ○	9
10	11 ○	12	13	14	15 ○	16
17	18 ○	19	20	21	22 ○	23
24	25 ○	26	27	28	29 ○	30

報酬算定：算定単位「1 月につき(事業対象者・要支援 2)」×1

(例４) 事業対象者・要支援２の方に８回サービスを提供（計画）する場合

○：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 ○	5	6	7 ○	8	9
10	11 ○	12	13	14 ○	15	16
17	18 ○	19	20	21 ○	22	23
24	25 ○	26	27	28 ○	29	30

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援 2)」×8

(２)基準緩和通所サービス

・同一サービス*[1]を５回(事業対象者・要支援１)または 9～10 回(事業対象者・要支援２)提供する場合は算定単位「１月につき」の単位を使用します。

*[1]同一サービスとは「１日デイ・送迎なし」、「１日デイ・送迎あり」、「半日デイ・送迎なし」、「半日デイ・送迎あり」をさします

(例１)事業対象者・要支援２の方に１日デイをすべて送迎なしで９回提供（計画）する場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 〇
3	4	5 〇	6	7	8	9 〇
10	11	12 〇	13	14	15	16 〇
17	18	19 〇	20	21	22	23 〇
24	25	26 〇	27	28	29	30 〇

報酬算定：算定単位「1 月につき(事業対象者・要支援２：送迎なし)」×1

(例 2) 事業対象者・要支援１の方に半日デイをすべて送迎ありで４回提供（計画）する場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 〇	5	6	7	8	9
10	11 〇	12	13	14	15	16
17	18 〇	19	20	21	22	23
24	25 〇	26	27	28	29	30

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援１：送迎あり)」×4

(例 3)事業対象者・要支援１の方に半日デイを送迎ありで３回、送迎なしで２回提供（計画）する場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 〇
3	4	5	6	7	8	9 〇
10	11	12	13	14	15	16 〇
17	18	19	20	21	22	23 〇
24	25	26	27	28	29	30 〇

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援１：送迎あり)」×3
＋算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援１：送迎なし)」×2

(３)短期集中運動器機能向上サービス

・短期集中運動器機能向上サービスは算定単位「1 月につき」がないため、全て回数算定の単位を使用します。

(例 1）事業対象者・要支援 2 の方に送迎ありで 7 回、送迎なしで 3 回提供（計画）する場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1 〇	2 〇	3	4	5	6	7
8 〇	9 〇	10	11	12	13	14
15 〇	16 〇	17	18	19	20	21
22 〇	23 〇	24	25	26	27	28
29 〇	30 〇					

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援 2：送迎あり)」×7

＋算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援 2：送迎なし)」×3

(例 2）事業対象者・要支援 1 の方に全て送迎ありで 5 回提供（計画）する場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1 〇	2	3	4	5	6	7
8 〇	9	10	11	12	13	14
15 〇	16	17	18	19	20	21
22 〇	23	24	25	26	27	28
29 〇	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援 1：送迎あり)」×5

２－１．月途中の事由に該当する場合の報酬算定について

（１）計画回数が５回(または９回以上)ある場合は以下の考え方が適用されます。
計画に位置付けられたサービスにもとにづき、算定単位「１月につき」を使用する場合で、以下の月途中の事由に該当する場合は、サービス算定対象期間*[1]に応じた日数を日割で算定します。

（２）計画回数が４回(または８回)以下の場合は以下の考え方が適用されます。
計画に位置付けられたサービスにもとにづき、算定単位「１回につき」を使用する場合で、以下の月途中の事由に該当する場合はサービス算定対象期間*[1]のうち計画上に位置付けられた回数を算定します。

*[1]月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

サービス種別	月途中の事由		起算日※２
・通所型サービス	開始	・区分変更（要支援１⇔要支援２） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護 又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※１)	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※１）	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	終了	・区分変更（要支援１⇔要支援２） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
		・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防特定施設入居者生活介護 又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※１）	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※１）	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

※１ ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※２ 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

２－２．月途中の事由に該当する場合の報酬算定例

（１)利用者との契約開始（または契約解除）

・契約（解除）日は利用者と契約書を締結（解除）した日を指します。必ずしも契約（解除）日とサービス利用開始（解除）日を同一にする必要はありません。

・

＜計画回数が５回(または９回以上)ある場合＞

・契約開始：契約日から月末までの日数*1

・契約解除：月初から契約解除日までの日数*1

*1「実際に利用した日数」にかかわらず該当日数を算定する。

＜計画回数が４回(または８回)以下の場合＞

・契約開始：サービス提供(計画)回数の算定*2

*2ただし契約日の前日以前の算定は算定できません。

・契約解除：サービス提供(計画)回数の算定*3

*3ただし契約解除日の翌日以降の算定は算定できません。

〇契約開始の場合

(例１) 月に５回サービスを提供（計画）する場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 契約日	3 〇
4	5	6	7	8	9	10 〇
11	12	13	14	15	16	17 〇
18	19	20	21	22	23	24 〇
25	26	27	28	29	30	31 〇

報酬算定：算定単位「1 日につき(事業対象者・要支援 1)」×30

(例２) 月に４回サービスを提供（計画）する場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 契約日	3 〇
4	5	6	7	8	9	10 〇
11	12	13	14	15	16	17 〇
18	19	20	21	22	23	24 〇
25	26	27	28	29	30	

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援 1)」×４

〇契約解除の場合

(例 1)月に 9 回サービスの提供（計画）し、契約解除した場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1 〇	2	3	4	5	6 〇	7
8 〇	9	10	11	12	13 〇	14
15〇	16	17	18	19	20 〇	21
22〇	23	24	25	26 解除日	27 〇	28
29〇	30	31				

報酬算定：算定単位「1 日につき(事業対象者・要支援 2)」×26

(例２) 月に８回サービスの提供（計画）し、契約解除した場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 〇	4	5	6 〇	7
8	9	10 〇	11	12	13 〇	14
15	16	17 〇	18	19	20 〇	21
22	23	24 〇	25	26	27 〇	28 解除日
29	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援 2)」× 8

(２)同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合

沼津市内で転居等により事業所を変更した場合は、月初から契約解除日までの期間及び契約日から月末までの期間において、それぞれの事業所において計画に位置付けられたサービスに応じて算定します。

※変更前と変更後の事業所での回数の合計が、その方の最大提供回数の範囲内にする必要があります。

＜計画回数が５回(または９回以上)ある場合＞

・変更前の事業所：月初から契約解除日までの日数*1

・変更後の事業所：契約日から月末までの日数*1

*1「実際に利用した日数」にかかわらず該当日数を算定する。

＜計画回数が４回(または８回)以下の場合＞

・変更前の事業所：サービス提供(計画)回数の算定*2

*2ただし契約解除日の翌日以降の算定はできません。

・変更後の事業所：サービス提供(計画)回数の算定*3

*3ただし契約日の前日以前の算定はできません。

(例１) 要支援１の方（最大提供回数５回/月）

・変更前の事業所

５回のサービスを提供（計画）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2 〇	3	4	5	6	7
8	9 〇	10 解除日	11	12	13	14
15	16 〇	17	18	19	20	21
22	23 〇	24	25	26	27	28
29	30 〇					

報酬算定：算定単位「1 日につき(事業対象者・要支援１)」×10

・変更後の事業所

３回のサービスを提供(計画)

〇：計画　　：算定　　：算定なし

	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15 契約日	16 〇	17	18	19	20	21
22	23 〇	24	25	26	27	28
29	30 〇					

報酬算定：算定単位「1 日につき(事業対象者・要支援１)」×16

(例 2) 要支援 2 の方（最大提供回数 10 回/月）

・変更前の事業所

8 回のサービスを提供（計画）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
				1 〇	2 〇	3
4	5	6	7	8 〇	9 〇	10 解除日
11	12	13	14	15〇	16 〇	17
18	19	20	21	22〇	23 〇	24
25	26	27	28			

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援 2)」×4

・変更後の事業所

4 回のサービスを提供（計画）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12 契約日	13	14	15〇	16 〇	17
18	19	20	21	22〇	23 〇	24
25	26	27	28			

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援 2)」×4

(３)要支援２⇔要支援１、事業対象者⇒要支援１または要支援２に区分変更した場合

・同一事業所において、変更前後のそれぞれの区分の期間について、その月の計画上に位置付けられたサービスに応じて算定します。

・該当月において、重い方の区分の最大提供回数の範囲内で提供（計画）が可能です。

＜計画回数が５回(または９回以上)ある場合＞

・変更前の区分：月初から変更日前日までの日数*1

・変更後の区分：変更日から月末までの日数*1

*1「実際に利用した日数」にかかわらず該当日数を算定する。

＜計画回数が４回(または８回)以下の場合＞

・変更前の区分：サービス提供(計画)回数の算定*2

*2ただし変更日以降の算定はできません。

・変更後の区分：サービス提供(計画)回数の算定*3

*3ただし変更日の前日以前の算定はできません。

(例１)要支援１だった方が、要支援２に月途中で変更した場合

・変更前区分（要支援１）

５回のサービスを提供（計画）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
			1 〇	2	3 変更日	4
5	6	7	8 〇	9	10	11
12	13	14	15 〇	16	17	18
19	20	21	22 〇	23	24	25
26	27	28	29 〇	30		

報酬算定：算定単位「１日につき(事業対象者・要支援１)」×２

・変更後区分（要支援２）

８回のサービスを提供(計画)

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
			1 〇	2	3 変更日	4
5	6 〇	7	8 〇	9	10	11
12	13 〇	14	15 〇	16	17	18
19	20 〇	21	22 〇	23	24	25
26	27 〇	28	29 〇	30		

報酬算定：算定単位「１日につき(事業対象者・要支援２)」×28

(例 2)要支援１だった方が、要支援２に月途中で変更した場合

・変更前区分（要支援１）

４回のサービスを提供（計画）

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 〇	4
5	6	7	8	9	10 〇	11 変更日
12	13	14	15	16	17 〇	18
19	20	21	22	23	24 〇	25
26	27	28	29	30		

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援 1)」×2

・変更後区分（要支援２）

５回のサービスを提供(計画)

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11 変更日
12 〇	13	14	15	16	17 〇	18
19 〇	20	21	22	23	24 〇	25
26 〇	27	28	29	30		

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援２)」× 5

(４)介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の利用

＜計画回数が５回(または９回以上)ある場合＞

・入所日の属する月の「月初から入所日の前日までの日数*1」
　＋退所日の属する月の「退所日の翌日から月末までの日数*1」
　*1「実際に利用した日数」にかかわらず該当日数を算定する。

＜計画回数が４回(または８回以下)の場合＞

・サービス提供（計画）回数の算定*2
　*2ただし、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護利用中は算定できません。

(例１)９回のサービスと、３日間介護予防短期入所生活介護を提供（計画）した場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1 〇	2	3	4	5	6 〇	7
8 〇	9	10	11	12	13 〇	14
15 〇	16	17	18	19	20 〇	21
22 〇	23	24	25	26	27 〇	28
29 〇	30					

報酬算定：算定単位「1 日につき(事業対象者・要支援 2)」×27

(例２)　７回のサービスと、３日間介護予防短期入所生活介護を提供（計画）した場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4 〇	5	6 〇	7
8	9	10	11 〇	12	13 〇	14
15	16	17	18	19	20 〇	21
22	23	24	25 〇	26	27 〇	28
29	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援２)」× 7

※退所日等における通所型サービス費の算定について

介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)については、同サービスにおいても機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所(退院日)に通所型サービスを機械的に組み込むといった計画は適切ではないとみなします。なお、入所(入院)当日であっても当該入所(入院)前に利用する通所型サービスは別に算定できますが、入所(入院)前に通所型サービスを機械的に組み込むといった計画は適切ではないとみなします。

２－３．その他算定例

(１)被保険者が死亡した場合

被保険者が死亡した場合、死亡日を起算日として算定します。

＜計画回数が５回(または９回以上)ある場合＞

・死亡日の属する月の「月初から死亡日までの日数*1」

*1「実際に利用した日数」にかかわらず該当日数を算定する。

＜計画回数が４回(または８回以下)の場合＞

・サービス提供（計画）回数の算定*2

*2ただし、死亡日の翌日以降の算定はできません。

(例１) ９回のサービスを提供(計画)し、死亡した場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1 〇	2	3	4	5 〇	6	7
8 〇	9	10	11	12 〇	13	14
15 〇	16	17	18 死亡日	19 〇	20	21
22 〇	23	24	25	26 〇	27	28
29 〇	30					

報酬算定：算定単位「1 日につき(事業対象者・要支援 2)」×18

(例 2) ８回のサービスを提供(計画)し、死亡した場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 〇	4	5 〇	6	7
8	9	10 〇	11 死亡日	12 〇	13	14
15	16	17 〇	18	19 〇	20	21
22	23	24 〇	25	26 〇	27	28
29	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援 2)」×3

（２）被保険者が入院した場合

・サービス提供（計画）の算定

・入院（退院）日の属する月に実績がある場合は、当初の計画上に位置付けられたサービスに基づき報酬算定を行います。ただし、利用実績がなかった月については算定することはできません。
・入院に伴う契約解除等、月途中の事由に該当する起算日がある場合はサービス算定対象期間に応じて算定します。

(例１) ９回のサービスを提供(計画)し、月途中に入院した場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1 〇	2	3	4	5 〇	6	7
8 〇	9	10	11	12 〇	13	14
15 〇	16	17	18 入院日	19 〇	20	21
22 〇	23	24	25	26 〇	27 退院日	28
29 〇	30					

報酬算定：算定単位「1 月につき(事業対象者・要支援 2)」×1

(例 2) ８回のサービスを提供(計画)し、月途中に入院した場合

〇：計画　　：算定　　：算定なし

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 〇	4	5 〇	6	7
8	9	10 〇	11 入院日	12 〇	13	14
15	16	17 〇	18 退院日	19 〇	20	21
22	23	24 〇	25	26 〇	27	28
29	30					

報酬算定：算定単位「1 回につき(事業対象者・要支援 2)」×8